

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料：令和3年1月13日 中央社会保険医療協議会 総会（第472回）令和3年度薬価改定に係る薬価算定基準の見直しについて（案）
 令和2年12月2日 中央社会保険医療協議会 薬価専門部会（第171回）2021年度薬価改定について
 2021年度予算案の概要（厚生労働省）

2021年薬価改定とそれに伴う診療報酬改定のポイント

① 薬価改定対象品目は乖離率5%を超える品目

医薬品全体で12,180品目（約69%）

後発品は8,200品目（約83%）が対象

（2020年10月以降に薬価収載された品目は対象外） →P2

② 薬剤費ベースで約4,300億円の削減

国庫ベースで約1000億円の削減

（但し、新型コロナ影響分で特例として一定幅0.8%分上乗せ） →P3

③ 新型コロナ対策として、初再診料等で補填 （事実上の診療報酬改定）

→P4

①乖離率5%を超える品目が対象 対象品目については通常改定と同様・医薬品全体

医薬品全体 12,180品目 (約69%)
後発品 8,200品目 (約83%)

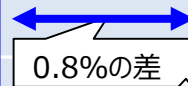
対象品目は絞られているが、対象品目に該当すると、通常の改定とほぼ同様の引き下げが行われる。

対象品目数	新薬※4		長期収載品	後発品	その他の品目 (昭和42年以前収載)
		うち新創加算対象			
12,180品目 【69%】	1,350品目 【59%】	240品目 【40%】	1,490品目 【88%】	8,200品目 【83%】	1,140品目 【31%】

参考資料 令和3年1月13日 中央社会保険医療協議会 薬価専門部会 (第171回) 2021年度薬価改定について より

②金額として約4,300億円（薬剤費ベース）の削減

改定方法	影響額※1	項目	2015	2017	2018 (中間年)	2019	2020 (今回)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 平均乖離率の0.625倍超を改定 ● 薬価の削減幅を0.8%分緩和 	▲4,300億円	平均乖離率	8.8%	9.1%	7.2%
		回収率 () 内は調査客体数	72.3% (6,280客体)	79.2% (6,291客体)	85.0% (6,153客体)	87.1% (6,474客体)	86.8% (4,259客体)



平均乖離率の0.5倍から0.75倍（案）の中間の0.625倍（乖離率5.0%）と決まった

2021年の薬価改定では通常改定の計算式に、「薬剤流通への影響を緩和するもの」として、**一定幅0.8%分を上乗せ**する

参考資料令和2年12月2日 中央社会保険医療協議会 薬価専門部会（第171回）2021年度薬価改定について より

市場実勢価格の加重平均値(税抜)

$$\times (1 + \text{消費税} 10\%) +$$

調整幅

一定幅

実際の数値を当てはめてみると

改定前薬価×2%

改定前薬価×0.8%

100円の薬価の薬剤を税抜き85円で販売していた場合の計算式

$$85.00(\text{円}) \times (1 + 10\%) + (100(\text{円}) \times 2\%) + (100(\text{円}) \times 0.8\%) = 96.30\text{円} \quad \blacktriangle 3.7\%$$

新薬価

ダウン率

100円の薬価の薬剤を税抜き75円で販売していた場合の計算式

$$75.00(\text{円}) \times (1 + 10\%) + (100(\text{円}) \times 2\%) + (100(\text{円}) \times 0.8\%) = 85.30\text{円} \quad \blacktriangle 14.7\%$$

新薬価

ダウン率

後発品の場合は、さらに同薬価帯のグループごとに加重平均値を算出し新薬価とする

③新型コロナ対策として、初再診料等で補填 (事実上の診療報酬改定)

診療報酬にて割り当てられた予算の内訳

・「感染防止に配慮した医療・福祉サービス提供体制の確保」
新型コロナ関連の診療報酬上の特例的な対応には、455億円

地域の医療提供体制を維持・確保するため、

▽小児診療等に係る評価 = 約216億円

▽各医療機関等の感染症対策に係る評価 = 約218億円

▽回復患者の転院支援に係る評価、中等症以上の患者に対する評価 = 約20億円

参考資料 2021年度予算案の概要 (厚生労働省) より

調剤薬局で新たに算定できる調剤報酬

2020年12月15日

2021年4月～

2021年9月末日

小児の外来診療における対応等について

小児特有の感染予防策を講じた上で調剤を実施した場合、患者毎に「薬剤服用歴管理指導料」、「かかりつけ薬剤師指導料」+ 現行の要件を満たせば算定できる加算
+12点を加算

半額

新型コロナウイルス感染症を踏まえた診療に係る特例的な対応

感染予防策を講じることについて、調剤の際に以下の点数に相当する加算等を算定
できることとする 1回あたり**+4点を加算**

状況見て判断

